

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
1	倉敷市	栗原	第2回部会 (回答済)	福祉専門職の計画作成への関わり方について	計画作成をお願いする福祉専門家との関わり方や作成開始後の市の関わり方をどうすべきか。	川上アドバイザー	国の取組指針等においても福祉専門職が関わりながら計画作成を進めていくようにとされているところであり、先駆的な自治体として、例えば兵庫県等においては、介護支援専門員や相談支援専門員がサービス利用者のケアプランの作成の延長線上で個別避難計画を作成すると報酬が出るという仕組みを作っている。 また、福祉専門職向けの個別避難計画作成のための知識と技術を身に付けるスキルアップ研修も併せて実施している。 こうしたことを踏まえると、やはり福祉専門職の関わりを促すためのインセンティブの付与が必要ではないか。
2	倉敷市	栗原	第3回部会 (新規回答)	地域住民が主体的に作成した計画と福祉専門職が関与して作成する計画作成の位置付けや整合性について	自主防災組織などが地区防災計画と絡めて個別計画を作成していたりするが、そのことと今回の専門家を絡めた計画作成とどう結びつけられるか、住み分けはどうすべきか。	事務局	国は、個別避難計画の作成に当たり、市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に作成されるよう、福祉専門職の参画を得ながら優先度の高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組むようしている。 一方で、できるだけ早期に避難行動要支援者全体で計画作成を進めるためには、上記計画作成と並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画作成を進めることが適当であるとされている（参照：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針13ページ、参考資料 149ページ）。
3	倉敷市	栗原	第2回部会 (回答済)	移送方法と避難先の確保について	個別避難計画の実効性を考えると移送方法や避難先確保について地域から行政に要望が来ると思うが、その点を請け負っている市町村があれば対応方法を教えてほしい。	川上アドバイザー	避難行動要支援者の避難の行動力や全体像によっても変わってくると思う。和気町の取組事例ではリヤカーを使用して地域住民が要支援者の避難支援を行ったということであるが、それを誰が購入してどこに置いておくのかなど、町内会等の共有事項とするのであれば地区防災計画に波及してくる話である。やはり、個別避難計画と地区防災計画の連動性が必要になってくる。
4	倉敷市	栗原	第3回部会 (新規回答)	専門組織へ依頼する際の料金設定について	専門組織に依頼する場合の金額は県内で統一が必要と考えるがどうか。	事務局	市町村において福祉専門職による個別避難計画の作成に係る関与の度合いや取組内容に濃淡があり、また、介護保険制度における福祉専門職による個別避難計画の作成に係る報酬の取扱いが不透明な状況の中、現時点では統一した単価を定めるのは困難と考えている。なお、県は、今年度も引き続き、防災まちづくり総合支援事業費補助金の中で個別避難計画の作成に要する経費を支援しており、こちらを積極的に活用していただきたい。
5	倉敷市	栗原	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画の作成支援の候補先について	個別避難計画の作成を支援する専門家の報酬の対象となる業種、資格、所属事務所の種類などは決まっているのか。県からの協力依頼のあった団体以外を対象外か。障害者支援団体等のNPO法人や難病患者等の関係病院が関わって作成する可能性もあると思うが。	事務局	決まっていない。国は地方交付税措置の算定基礎として平時のケアプラン作成の延長として福祉専門職が個別避難計画を作成する場合に、報酬や事務費として1件、7,000円として算定されている。

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
6	倉敷市	栗原	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画の見直しについて	個別避難計画は何年かおきの見直しが必要だと思うが、見直しの際も財政支援があるのか。その場合、何年おきに見直しをしたらよいか。また、制度開始前に作成済となっている計画の取扱いは自治体で決めてよいのか。	事務局	まずは、個別避難計画の作成の取組促進が必要であるため、現在の支援はその部分の内容になっている。見直しについては、各市町村の実情に応じて判断していただき、個別避難計画の更新に関する事項（契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期等）として市町村地域防災計画において定めていただきたい。 また、制度開始前で作られた計画の取扱いについては、当該計画の内容が、改正災害対策基本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法施行に改めて計画を作成する必要はない。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるので留意すること。 なお、記載内容に不足があるなど、改正法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に不足がある場合は、改正法施行後の更新等の適当な機会を捉えて、個別避難計画の備考や特記事項の欄はあるいは余白等に必要な事項を追記することが考えられる（参照：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 88～90ページ）
7	倉敷市	栗原	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画の作成支援について（地方交付税措置）	上記については、県内や国内で統一されるのか。統一されない場合、どのような費用の払い方をしたかについて、国からのチェックがあるのか。	事務局	地方交付税の使途は、自治体が自由に決定することができる（国がその使途を制限したり、条件を付したりすることは禁じられている）。
8	高梁市	堀	第2回部会 (回答済) 第3回部会 (追加回答)	計画作成の優先度の基準について	要支援者の障害手帳の級や要介護度、自宅の危険度（土砂災害警戒区域、浸水エリア、過去の災害発生の有無など）、家族や近くの親族などの家族状況など複数の基準があると思うが、こういった基準を持って、優先度を定めて、計画作成を始めればよいのかを教えてください。また、他の自治体の状況を教えてください。	川上アドバイザー、事務局	（川上アドバイザー） 避難行動要支援者名簿の登載者数を考えたときに対象者の優先度付けが必要になってくる。どのような基準でどのような手順で進めていくべきかを考えていく必要がある。 （事務局） 第3回個別避難計画研究部会の中で今年度県モデル事業で個別避難計画の作成の取組を進めている矢掛町美川地区において、茨城県常総市の取組を参考にした避難行動要支援者の個別避難計画の優先度付けの実施について取組発表していただくこととしているため、参考にしていただきたい。

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
9	高梁市	堀	第2回部会 (回答済) 第3回部会 (追加回答)	福祉避難所への避難が必要な方の人数が、同避難所の定数を超えていないか。超えている場合は、どのような対応方法を決めているか。	計画作成を進めるなかで、福祉避難所が避難先となる方が多くなってくると考えられるが、福祉避難所の定数に限りがあり、全員の受け入れは不可能であると考え。計画作成のなかで、福祉避難所へ避難する方の基準を設けた方がよいのか、設ける場合はどういった基準にすべきなのか、指定避難所への避難を優先として作成すべきなのか、基準等がなく福祉避難所への避難対象者が定数を超えている場合に、災害時の受け入れ方法等の対応方法を決めているかを教えていただきたい。また、他の自治体の状況を教えていただきたい。	川上アドバイザー、事務局	(川上アドバイザー) 福祉避難所の受入体制の整備についてももしっかり考えていく必要がある。個別避難計画の作成を通じて地域全体の防災力をいかにして高めていくのかという議論につながるのではないかと。 (保健福祉課) ご指摘のとおり、名簿登載者を全て福祉避難所に避難させることは物理的に困難です。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)においては、「真に『自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの』を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、避難行動要支援名簿を精査し、個別避難計画の作成に取り組んでいくことが適当である。」とされており、医療・支援の度合いや災害危険度等を総合的に考慮し、優先度の高い方から個別避難計画を作成される中で、福祉避難所への避難を検討いただくこととなります。 県外では、滋賀県高島市が、別添のとおり計画作成対象者を総合的に選定する基準を設けているので、参考にさせていただきたい。 ①災害危険度(ハザードマップ、避難所までの距離等) ②心身機能・構造と生活機能(関係機関の保有情報を集約して対象者をリストアップ) ③社会関係(近所、支援者、家族等) (危機管理課) また、国モデル事業の第2回ノウハウ共有ミーティングの中でモデル団体(岡山市)から質問のあった福祉避難所への直接避難の取組状況について他のモデル団体から別添のとおり回答があったので、取組の参考にさせていただきたい(質問内容:①福祉避難所への直接避難を行う内容の個別避難計画を作成している、もしくははしようとしている。②避難希望者と受入施設との調整プロセス、③計画作成に当たり、施設との調整において課題になったこと。その課題を解決する現時点の方策について)。
10	高梁市	宮本	第2回部会 (回答済) 第3回部会 (追加回答)	個別避難計画の作成の委託内容について	ケアプランを作成している専門職に委託する方法もある、と聞いていますが、委託契約の相手方と単価、委託業務の内容はどこまで委託するのか、の線引きはどうされていますか。また、個別避難計画を継続的なものにするために、当初の計画以降のデータ更新に係る委託料についての予算はどのように考えられているのか。	川上アドバイザー、事務局	(川上アドバイザー) まさにこうした場においてどのようなインセンティブを付与するればよいかなどを議論している途中である。 (事務局) 国モデル事業の第2回ノウハウ共有ミーティングの中でモデル団体(広島市)から質問のあった福祉専門職等への委託業務の内容及びその範囲について他のモデル団体から別添のとおり回答があったので、取組の参考にさせていただきたい(質問内容:福祉専門職等に個別避難計画の作成を委託している自治体があれば、具体的な業務内容やその範囲まで(防災研修の参加や防災訓練の実施を必須とするかなど)を教えてください)。
11	備前市	直原	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画の内容等について	作成済の個別避難計画の内容についてはどの程度の記載内容か。町内会、自主防災会、社会福祉協議会、介護事業所等の関係者を交えて計画を作成したのか。また、作成後は、検証のために避難訓練まで行っているか。	事務局	うまくいったところや課題に残ったところを含めて先行的な取組を分け合い情報共有するところから始めてはどうか。場合によっては、取組に対する熱量のある団体等も巻き込んでもらいたい。情報共有とわがまちのアセスメントの結果により、取り組み始めるところが決まってくるのではないかと。

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
12	瀬戸内市	園田	第2回部会 (回答済) 第3回部会 (追加回答)	個別避難計画の作成主体について	他市の事例では、民生委員や自主防災会、ケアマネ等の福祉専門職が主な作成主体となっていると聞いたが、その他に、NPOや地域団体等が作成する事例はあるか。	川上アドバイザー、事務局	(川上アドバイザー) 情報を持ち合わせていないが、参加を拒むものではないと思う。日本防災士会岡山県支部の神田支部長から発言があったように、防災と福祉に加え、+αの団体が絡みながら取組を広げていく必要があるのではないかと。 (事務局) お話しのような事例については、事務局においても承知しておりませんが、引き続き、情報収集に努めます。
13	瀬戸内市	園田	第2回部会 (回答済)	計画作成後の課題について	計画作成後は、①実効性の確保、②定期的な見直し、の2点が課題となると予想されるが、取り組みの進め方や作成後のフォローの仕方、押さえておくべきポイントは何か。	川上アドバイザー	まさにそのとおりである。DIGやHAG、避難訓練の実施など、ゲーム感覚での学びや実際のシミュレーションの実施を取り入れながら、それらを通じて計画の不足や不整合の部分を見つけ出し、修正を加えていくという流れが大切である。また、計画作成等に取り組む地域住民の気持ちを途切れさせないようにすべきである。
14	真庭市	尾崎	第2回部会 (回答済)	個別避難計画の作成支援を社会福祉協議会に依頼する内容について	真庭市の全体計画では、避難支援等関係者として社会福祉協議会を挙げており、避難行動要支援者名簿の提供をしているところであるが、提供を受けた社会福祉協議会が名簿をどのように活用していくか、福祉活動専門員から住民へどのようなアプローチをしてもらえるか、具体的な対策及び情報交換ができていない状況である。	川上アドバイザー	社会福祉協議会がどのレベルで協力してくれるか、市町村により事情も違って来るものと思う。しかし、社会福祉協議会は、地域住民による支え合いの仕組みづくりを伝統的に取り組んできた団体であるため、その方法や地域のネットワークについても大きな資産を持ち合わせているので、ぜひ、うまく連携・協力をしてもらいたい。
15	和気町	松岡	第2回部会 (回答済)	個別避難計画の作成の取組当たっての地域住民の温度差の高め方について	本町では、自主防災組織が主体となった計画作成を行っていきたいと考えているが、自主防災組織でも防災に積極的に取り組んでいる組織と、そうでない組織と温度差がかなりあるのが実情だ。自主防災組織に積極的に取り組んでもらうためには、どのようにアプローチしていけばよいか、また好事例があればご教示いただきたいです。	川上アドバイザー	うまく進んでいる先行的な地域の実践例を示し、少しずつ裾野を広げていくということが大切ではないか。もちろん、説明会や研修会を開催するなど、地域に丁寧に入って取組を促すなどの地道なアプローチも必要である。
16	矢掛町	立川	第2階部会 (回答済) 第3回部会 (追加回答)	個別避難計画の財政措置について	個別避難計画の作成については、1件作成すれば、7千円が交付税措置されるという理解でよいか。	川上アドバイザー、事務局	(川上アドバイザー) 福祉専門職が関与した個別避難計画の作成に係る報酬として、先駆的な取組を進めている兵庫県等では7,000円が支払われているということである。現時点では、全国での統一金額で計画を作成をするということではないが、将来的にはインセンティブを付与した仕組みが制度として定着してくるのではないかと考えている。 (事務局) 内閣府において、個別避難計画に関して、現時点で優先度の高い避難行動要支援者が、約250万人と推計しており、この方々に係る個別避難計画の作成経費は、先行事例等を踏まえ、一人当たり7,000円程度を要するとして地方交付税措置の算定基礎とされているということである。

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
17	矢掛町	立川	第3回部会 (新規回答)	避難行動要支援者連絡会（仮称）と地域調整会議について	避難行動要支援者連絡会（仮称）と地域調整会議については、必ず設置する必要があるか。また、避難行動要支援者連絡会議については行政主導で、地域調整会議については地域主導ととらえればよいか。	事務局	発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平時から住民同士の顔のみえる関係性を構築し、地域の防災力を高めておく必要がある。地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、医療、地域づくり等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。 なお、避難行動要支援者連絡会議（仮称）は、市町村内の庁内体制の整備であるため、既存の会議や枠組みを活用し、防災部局や福祉部局が中心となり、その他関係部局も参加した横断的な組織で構成され、庁外の関係者にも開かれたものにするのが適切である。 また、地域調整会議については、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会職員、民生委員、避難支援実施者、自主防災組織や自治会、障害者団体等その他の関係者が参加されることが想定されるが、他県の事例等によると関係者と関係者をつなぐキーパーソンとして、地域の実情を把握する市町村職員や社会福祉協議会職員、地域包括支援員、コミュニティソーシャルワーカー等の福祉部門の職員等がその役割を担っている。
18	矢掛町	立川	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画作成・管理支援システムの支援について	個別避難計画の作成・管理システムの提供などの支援はしてもらえるか。	事務局	内閣府において、各種の被災者支援の情報連携の中核となる被災者台帳の作成等を支援するシステム導入を推進するため、令和2年度第3次補正予算・令和3年度当初予算において、各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とする被災者支援のための基盤的なシステムについて、市町村とも連携し、検証事件を行いながら開発するとしている。 本システムは、主に小規模自治体のシステム整備促進とクラウド化による強靱化と相互運用性の確保を目的として、令和3年度中に被災者支援のための基盤的なシステムを自治体が共同で可能なクラウド上に構築することとしているとのことである（令和4年度から運用開始、一部機能については令和4年度以降に開発）。 本システムは、避難行動要支援者名簿に関する機能もサブシステムとして有しており、今後、このサブシステムに個別避難計画の作成を効率的に行える機能を付与することなどの機能を開発することについて検討しているとのことである。
19	勝央町	佐々木	第3回部会 (新規回答)	庁内体制の整備等について	庁内体制の構築のために有効な手立てや、関係者（団体）にどの段階からどの程度入ってもらえるのがよいか、協議会等の設置有無などについてご教示いただきたい。第1回の部会では、「一部作成済」の自治体の方から、現状と課題について知ることができたが、「未作成」の自治体の方からもご教示いただきたいと思っております（本町は、現時点で「未作成」であり、庁内体制づくりもこれからという段階）。	事務局	第3回個別避難計画研究部会の中で個別避難計画の作成に向けた庁内体制の整備等というテーマで参加自治体に取組発表していただくこととしているため、参考にさせていただきたい。

## 各自治体からの個別避難計画の作成に関する質疑応答

第3回部会資料

No	自治体名	氏名	回答	質問項目	質問内容	回答者	回答内容
20	美咲町	田口	第3回部会 (新規回答)	個別避難計画の作成に伴う対象者の洗い出し(要支援者名簿)の更新整理について	要支援者対象者について、支援が必要な方、支援が必要になりかけている方等、真に支援が必要な方の申請登録が難しい。 地域等では、支援が必要な方などは分かっている様子だが、実際に支援するかどうかは地域でも困っているように感じる。このような真に支援が必要な方の洗い出しについて、地域への説明や地域からの声掛けをどのように行っているのか。良い事例等があればお聞きしたい。	事務局	国モデル事業の第2回ノウハウ共有ミーティングの中でモデル団体(宝塚市)から質問のあった住民の協力を得るための周知及び広報等について他のモデル団体から別添のとおり回答があったので、取組の参考にさせていただきたい。